

1. 会 合	<p>株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第14回）</p> <p>ストリートサイドサブワーキング・グループ（第16回）</p> <p>カスタマーサイドサブワーキング・グループ（第13回）</p> <p>（合同開催）（書面）（議事要旨）</p>
2. 日 時	2020年5月26日（火）
3. 議 案	<p>（報告事項）</p> <p>○国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化に係る実施日の決定について</p> <p>（審議事項）</p> <p>○「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」及びその下部会合の解散について</p>
4. 主な内容	<p>（報告事項）</p> <p>○国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化に係る実施日の決定について</p> <p>今般、日本証券業協会の公社債の店頭取引等に関するWGにおいて、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化の実施予定日（2020年7月13日（約定分））を実施日とすることについて決定したため、本WGに報告を行った。</p> <p>（審議事項）</p> <p>○「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」及びその下部会合の解散について</p> <p>2015年7月、本WGは、株式等の決済期間の短縮化（以下「株式等のT+2化」という。）の実施に向けた課題の整理・検討を行うことを目的として設置され、更に、下部会合（カスタマーサイドサブワーキング・グループ、ストリートサイドサブワーキング・グループ、貸株取引実務検討会及びフェイルに関する実務検討会）を設置しつつ、多岐に亘る課題について検討を行ってきたところである。</p> <p>本WGでは、2016年6月に最終報告書を取りまとめて公表し、同報告書において引き続き検討を行うとされた課題について、その後も継続的に検討を行ってきたところである。また、2019年7月16日には株式等のT+2化が実現し、その前後を通じて、特段の問題は生じていない状況である。</p> <p>このことから、本WG及びその下部会合における所期の目的が達成されたと判断し、本WG及びその下部会合を解散することについて</p>

	て審議を行った結果、原案どおり了承された。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	企画部 (Tel : 03-6665-6760)